

### 第3部会 出された意見・ポイント 070526

- ・参考資料として、部会の最終成果物の表に当てはめ整理した。
- ・部会での合意事項ではない旨了承のこと。

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
「協働」	必要性	・財政難、少子高齢化などの背景から出てきた言葉である。	
	言葉の定義	・「対等な」というイメージが共通しているようだ。 ⇨行政は執行機関であり税金による雇用集団であるから、市民と「対等」ではない。	・法律で定められた言葉ではなく、行政が独自に考え言い出した言葉では？ ・概念があいまいなので、しっかり議論する必要がある。 ・言葉の定義が必要。
	「協働」に代わる言葉		・「協働」や市民参加は必要だ。だがその言葉をそのまま使う必要もない。
	「協働」のために必要な事項	①情報の公開と共有、②市民の参加、③評価が必要だ。	
	※検討の進め方	・「協働」という言葉は少し横に置いておき、具体的な仕組みから議論したい。 ・「協働」「新しい公共空間」「協働事業」などの他事例を調べてみてはどうか。	

第3部会 出された意見・ポイント 070526

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
市民と行政の関係	行政や事業者とのウィンウィンの関係		・行政や事業者などパートナーとの対等な関係、ウィンウィンの関係づくりを重視したい。
	市民と行政の対等な関係	・市民と行政が対等であるための仕組みを考えたい。 ⇨行政は執行機関であり税金による雇用集団であるから、市民と「対等」ではない。	・市民が「下請け」という意識では「協働」は成り立たない。
	行政は市民の方を向いて仕事を	・行政は市民の福利厚生のためのプロ集団であるから、市民の意見を代弁するプロであるべき。	・行政が市民の声を吸い上げる仕組みがなく、行政運営に反映されない。
	市民と行政の対話	・市民と行政の対話の場が必要。	・対話することで意外に満足し、お互い理解できる。
情報の公開と共有	意思決定の透明性	・意思決定に関わる情報提供を分かりやすく透明に。	・市民活動をしていると、どうしても行政に対する不信感を持ってしまう。不信感の原因は、「意思決定の機密性」にある。
	情報提供の方法	・情報提供についていろいろなツールを選択する。	・ひとりひとり、慣れ親しんだツールで情報を得ている。
市民	市民間の合意形成	・市民同士も合意形成が必要である。	・個々の市民がばらばらな要望を出せる「陳情」は、市議会では、原則審査しなくなり、「請願」が残っている。
	市民主権	・市民が主権である。	
	市民の主体性		・多くの人に自治を「自分の問題」として考えてもらうにはどうしたらいいか。
	「市民」の定義		・小平市は外国人が多く、「市民」の定義は慎重に検討すべきではないか。 ・必ずしも定義しないことも考えられる。

第3部会 出された意見・ポイント 070526

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
市民の権利	前提	・市民の権利は、市長の義務、市議会の役割と一体である。	
	都市計画に関する共同作業の権利		
	教育の理念を実現する権利		
	予算編成への参加する権利		
	市政に参加する権利		
	自由な市民活動とその支援を受ける権利		
市民の義務	参加する義務	・主権である自覚を持ち、市政に参加する義務を持つ。	
	街づくりに関心を持つ義務	・地域の歴史、環境・景観、財政、自治などに関心を持つこと。	
	教育の理念を理解する義務		
	納税の義務		
	選挙に参加する義務		
	市民活動に参加する義務		

第3部会 出された意見・ポイント 070526

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
市民参加	前提	・自治や参加の枠組みを今から決めようとしている。歴史が浅いだけ、自由度があると考えたい。	・多くの人が「市民参加」の実体験がないはず。体験するのはこれからだ。
	参加の枠組み	・あらゆる計画に市民参加を。	・どのような目的で、何に、どんな方法で参加するのか？
	パブリックコメント	・パブリックコメントの活かし方や運用についてどうするか。	
	P D C Aサイクルへの参加		・ P D C Aの中で市民が行政運営に関わるためのルールを作りたい。
	市民による行政評価	・市民が行政評価し、その評価が次の事業に反映されるシステムが必要。	※小平市では、行政（内部）評価をH19年秋から公開する予定である（事務局）
	議会への参加	・議会が市民へ歩み寄る、意見を聞く。 ・議会の中でしっかり議論する。 ・そこに市民の参加できるような場をつくる。	
	平等な参加の機会	・障害の有無によって参加の制約を受けないようにする。	・障害者はなんとなく参加できない。この市民の会議でも、点字資料も手話通訳もない。

第3部会 出された意見・ポイント 070526

テーマ		規定する内容・方向性	その背景・考え方
大項目	小項目		
市民活動の拠点	地域自治区などの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内分権による市民参加のツールとして「地域自治区」などを検討したい。</li> <li>・政策、立案、実施のための窓口を地域ごとに設ければ、「地域協働」を活発化できるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO団体だけでなく、地縁による個人としての市民が自治に関われるような仕組みがほしい。</li> </ul>
検討委員会等	委員選定ルールの透明化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定ルール、方法を透明にし、参加のためのルールをつくりたい。</li> </ul>	
	委員の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選出された市民委員その他委員は責任感を持って検討に当ってほしい。</li> </ul>	
教育	教育改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児も含めた教育環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定後、長期的視野で教育改革できるように、規定しておきたい。</li> <li>・最高規範性も含めて、手の届く部分があるはずだ。</li> <li>・他例ではあまり例がない。自治基本条例に何を書けるのか、調べてみる必要がある。</li> </ul>
条例の運用	個別条例とその検討体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例に付随する個別条例制定などの運用を推進する</li> <li>・またそのための市民組織をつくる。</li> </ul>	